

4. 細則

(1) 評議員会運営細則

- 第1条 この運営細則は、公益財団法人キワニス日本財団定款(以下定款という)第29条第1項第4号の規定に基づき定めるものである。
- 第2条 キワニス・インターナショナル日本地区の各ディビジョンは、1名の評議員候補者を推薦するものとする。
- 第3条 公益財団法人キワニス日本財団定款第22条第1項に定める理事及び監事の選任についての評議員会による決議は次の基準に基づいて行なうこととする。
- (1) 理事については、国際キワニス日本地区の各クラブの会員数80名をもって1名の理事候補者を当該クラブが推薦できることとする。
 - (2) 監事については、クラブの会員数が多い上位2クラブからそれぞれ1名ずつ監事候補者を推薦できることとする。
- 第4条 評議員会の運営については、議長が統轄することとし、議長は評議員間の互選によって選任するものとする。
- 第5条 評議員会の開催は原則として年1回の定時評議員会とし、11月の第4の月曜日とする。
なお、臨時評議員会については、定款第18条第2項の規定に基づき評議員が随時に請求することができる。
- 第6条 評議員会への出席は代理出席等は認めない。
- 第7条 軽微な議案の評議員会の決裁については、各評議員間における持ち廻り(文書等による。)によって行なうことができることとする。
- 第8条 評議員会には、理事長及び監事1名が出席できることとする。
- 附則 この運営細則は、2013年9月6日から施行する。

改定 2020.2.3 採択 同日施行

(2) 理事会運営細則

- 第1条 この運営細則は、公益財団法人キワニス日本財団定款第29条第1項第4号の規定に基づき定めるものである。
- 第2条 業務執行理事の役割は財務・会計、事業・寄付とする。業務執行理事の内1名を事務局長とする。
- 第3条 理事会は、原則として年4回定時理事会を開催することとし、11月の第1の月曜日、2月の第1月曜日、5月の第3月曜日および9月の日本地区年次総会の日を開催することとする。
- 第4条 理事会への出席は代理出席等は認めない。
- 第5条 理事会へは、国際キワニス日本地区ガバナー及び事務総長が出席できることとする。
2. 理事長は、必要に応じて、関係者にオブザーバーとして理事会に出席し、意見を求めることが出来ることとする。
- 附則 この運営細則は、2012年12月6日から施行する。

2020.05.12 改定

(3) 旅費細則

第1条 この細則は、公益財団法人キワニス日本財団（以下財団という。）定款第29条第1項第4号の規定に基づき定めるものである。

第2条 財団の評議員、理事、監事及び事業選定委員（以下役員等という。）についての交通費は以下の通りとする。

1. 役員等については、その住居する場所又は勤務地のいずれか会議の場所に近い方で計算した交通費を支給する。
2. 遠隔地で、新幹線を使用すれば3時間以上交通のための時間がかかる場合は、航空便を使用することを認める。
3. 前号の場合においては、チケット購入に当たり先得割引（JAL）又は旅割（ANA）を利用することを前提として、通常の往復航空賃の半額を支給する。
4. 新幹線を使用して3時間以内に会議が開催される都市まで来る場合は新幹線の往復の普通料金及び指定席特急料金（のぞみ利用）を支給する。
5. 空港又は新幹線駅までの交通費及び空港又は新幹線駅から会議場までの交通費については、通常利用できる公共交通手段のうち最も安価なものの交通費を適用する。

第3条 第2条の規定にかかわらず、日時が予め決定できない臨時の会議を開催する場合には、航空賃については、通常の往復費用を支給することができるものとする。

第4条 以上の規定にかかわらず旅費の算定について疑義が生じた場合は、理事長及び業務執行理事の間の協議にゆだねることとする。

第5条 本細則に基づき旅費の支給を受けようとする者は別表の様式によりその支給を請求するものとする。

2. 旅費細則に次の別表を加え、平成25年9月6日より施行する。

2020.5.12 改定

別表

旅費支給請求書

次の通り旅費を請求します。

旅費支出目的

主たる交通手段及びその運賃: 航空便 鉄道便（新幹線）

出発地及び到着地: 出発地 目的地

地域交通費: 出発地 目的地

請求旅費総額

旅費振込金融機関口座

請求年月日: 年 月 日

氏名（自書）:

(4) 事業選定委員会細則

第1条 この細則は、公益財団法人キワニス日本財団（以下財団という。）定款第29条第1項4号の規定に基づき定めるものである。

第2条 事業選定委員会（以下「委員会」という。）は、外部委員5名、日本地区事務総長、財団の業務執行理事（事業・寄付担当）、財団の理事長及び理事2名の計10名の委員をもって構成する。

2. 外部委員は、学識経験者及び児童福祉・奉仕活動等に関して専門的な知識を有する者とし、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第3条 委員は無給とする。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 委員会の議長は財団の業務執行理事が行なう。

第6条 委員会は、国内プロジェクト及び国際プロジェクトに対する資金援助について、次の基準に基づいて選定することを目的とする。

選定の基準については、次のとおりである。

- (1) 定款第3条の目的に適合したものであること。
 - (2) 不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものであること。
 - (3) 会員や利害関係者に対して特別の利益を与えていないものであること。
 - (4) 事業の成果が明確に不特定かつ多数のための利益増進に寄与したことが把握でき、かつ公表できるものであること。
 - (5) 子どもを対象にしたプロジェクトを優先的に考えるものであること。
2. テーマ募集型事業の選定については、外部委員のみで表決するものとする。

第7条 各クラブ及び一般からの助成金申請は、毎年10月に公募、12月中に受け付け、選定は翌年2月末までに行ない、速やかに理事会で承認を行なう。

付則 この委員会細則は2012年11月5日をもって改訂施行する。

改定 2015.11.2 採択 同日施行

改定 2019.2.4 採択 同日施行

改定 2019.5.20 採択 同日施行

(5) 日本キワニス文化賞細則

第1条 この細則は、定款第29条第1項4号の規定に基づき、キワニス日本財団（以下財団という。）が行う文化及び芸術の振興を目的とする表彰事業について定めるものである。

第2条 日本キワニス文化賞（以下、賞という。）は、毎年、第4条の基準及び目的に適合した人又は団体をキワニス日本地区年次総会開催クラブ（以下、総会開催クラブという）から推薦を受け、事業選定委員会において選定するものである。

第3条 この賞については、該当する人または、団体に対して50万円を贈呈するものとする。

第4条 選考の基準及び目的は、次のとおりである。

日本の伝統文化の伝承にあたり、特に功績のあった人物又は団体で、比較的世間に知られず、苦労を重ねている人々を広く探し求め、その中から毎年1件ずつ選んで表彰し、その労をねぎらうと共に、その存在を広く紹介し、日本の優れた伝統文化の保持発展に貢献することを目的とする。その決定に当たっては、キワニスの目的に則り、日本の伝統文化の保持発展に貢献している子ども達のグループを優先するものとする。

第5条 総会開催クラブは、本件推薦を毎年12月末までに行い、事業選定委員会が翌年2月末までに選定し、5月の理事会で承認を行なう。表彰は、9月の日本地区年次総会で行う。

付則 この細則は2018年11月5日をもって施行する。

2019.2.4 改定

(6) 英雄的自己犠牲賞細則

第1条 この細則は、公益財団法人キワニス日本財団定款第29条第1項第4号の規定に基づき定めるものである。

第2条 英雄的自己犠牲賞（以下、賞という。）は、毎年第4条の基準に適合した人（複数可）を各クラブから推薦を受け、事業選定委員会において選定するものである。

第3条 この賞については、該当者に対して総額10万円を贈呈するものとする。

第4条 選考の基準は以下の通りである。

- (1) 該当者が他の人の生命を自己の肉体又は生命の危険を顧みずに救ったという事実があること。
- (2) 該当者は、職務として救助が義務づけられている警察官、防衛隊員、消防士、ガードマン等でないこと。
- (3) (2)に規定する人々であっても、休暇中の働きとして(1)の働きをした人は対象とする。
- (4) 救助の対象となった人の身内の人（家族、友人等）は、この賞の対象としない。
- (5) 救助の事実が、この賞の決定の1年以内に起こったものであること。

第5条 各クラブは、本件推薦を毎年12月末までに行い、事業選定委員会が翌年2月末までに選定し、5月の理事会で承認を行なう。

付則 この細則は2010年1月20日をもって施行する。

2018.5.21 改定

2018.11.5 改定

2019.2.4 改定

2019.3.25 改定